

松 浦

商工会議所NEWS

令和4年1月28日発行

第51号

発行:松浦商工会議所
長崎県松浦市志佐町浦免1807
TEL 0956-72-2151
FAX 0956-72-0199

今号の主な内容

- ・年頭所感
- ・確定申告（所得税・消費税）のお知らせ
- ・松浦市ビジネスプランコンテスト開催
- ・長崎県特定最低賃金のお知らせ
- ・雇用保険マルチジョブホルダー制度について
- ・新しい情報をタイムリーにお伝えします
- ・新入会員紹介
- ・補助金・融資等の支援情報
- ・支部活動報告
- ・YEGコーナー
- ・女性会コーナー
- ・労政協コーナー
- ・法律コラム

年頭所感



会 頭
稲 沢 文 員
(株式会社稲沢鐵工)

あけましておめでとうございます。

令和4年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

さて、国内の新型コロナウイルス感染症も、ワクチン接種や徹底した感染対策を講じたことにより、収束の兆しが見え始めましたが、新たな変異ウイルス「オミクロン株」が、日本を含め、多くの国々で広がりを見せ、第6波の脅威が指摘されております。

コロナ禍のこの2年間は、飲食業やホテル・旅館業など、あらゆる業種に影響を及ぼし、特に緊急事態宣言措置やまん延防止等重点措置に伴う、時短営業や外出自粛要請は当所会員事業所においても大幅な売上減少を生む事態が多く見受けられました。

このような中において、当所では国、県、市の事業継続に向けたあらゆる支援金や給付金の申請手続きについてサポートを行って参りました。特に、時短営業や休業による給付金の申請や月次支援金の申請手続きは、会員様に寄り添い、お一人お一人に親身になって対応して参りました。その他にも、市の商品券販売換金業務やGoToEat長崎（食事券）の販売窓口設置など、地域の皆様のお役に立て

る事業も、役職員一同、積極的に取り組みました。

昨年は、コロナの影響で、延期していましたが「会議所創立30周年記念事業」も行うことができず、支部、女性会、青年部、部会の各種事業も規模縮小や中止など、一昨年と同じような状況でもありましたが、今年こそはコロナの完全収束を願い、次年度の事業再開を目指していきたく存じます。

また、昨年は、当所の懸案事項でありました、議員定数の確保や会員獲得にも注力いたしました。会議所の継続的な活動を行うには財政基盤の安定を図る必要性があるからです。当所議員定数につきましては、1号議員と2号議員が定数を満たしていないため、新年度も引き続き議員定数確保に注力していきたいと考えております。

今年は寅年のなかでも特別な年で、60年の周期で訪れる「壬寅（みずのえとら）」にあたりとされています。「壬（みずのえ）」とは、ゆったりカーブを描きながら流れる大河を表しています。加えて「決断」の意味をもつ「寅」と合わさった2022年は、安定性や落ち着きをもちながらも、はっきり決断できる年です。心にゆとりをもち、おおらかに物事を見定めることができる年にしたいものです。

終わりに、本年も会員事業所、関係各位と連携を取りながら、この難局を乗り越えて参ります。会員事業所皆様のより一層のご支援とご協力をお願い申し上げますと共に、今年がコロナ収束の年になりますよう祈念して新年のご挨拶とさせていただきます。

(2022年1月吉日)

事業主の皆様へ (確定申告の件)

当所で申告書作成支援をご希望の方は

3月4日(金)までにご相談ください。

特に消費税申告の方はお早めのご連絡をお願いします。

※確定申告における留意事項

- ①松浦商工会議所での代理確定申告は、全て顧問税理士の電子署名により、e-tax(インターネット送信による確定申告)を利用しています。
- ②当所では電子申告を行っております。よって税務署受付印の代わりとしてe-tax受付票(税務署からの受付メール)を当所にて保管しております。

※納付期限

納期等の区分	法定納付期限 (納付書利用)	口座振替利用
令和3年分 所得税納付	令和4年3月15日(火)	令和4年4月21日(木)
令和3年分 所得税延納	令和4年5月31日(火)	令和4年5月31日(火)
令和3年分 消費税納付	令和4年3月31日(木)	令和4年4月26日(火)

口座振替利用は税務署への事前手続きが必要です。

○確定申告をする必要がある方

- 事業所得や農業所得、不動産所得のある人
- 売上・各経費の集計(青色申告の方は月毎に集計)
- 生命保険・損害保険・小規模企業共済・国民年金の控除証明書
- 国民健康保険税・介護保険料の1年間に支払った証明書(市役所にて発行)
- 医療控除→1年間に支払った領収書を用意し合計する
- 扶養控除→配偶者やお子さん等のお名前・生年月日
- 住宅取得等特別控除

●給料のある人で、次の方などは申告する必要があります

- 給与の源泉徴収票をご準備下さい
 - ・給与の収入金額が2,000万円を超える人
 - ・給与を1ヶ所から受けている人で、給与及び退職給与以外の所得合計が20万円を超える人
 - ・給与を2ヶ所以上から受けている人
 - ・前年中に支払った医療費が10万円を超えている人(医療費控除)
 - ・前年中に借入をして住宅を購入した人(住宅取得特別控除)

○注意

補助金や助成金は課税されるものが多くあります。

松浦市ビジネスプラン コンテスト開催

去る12月23日(木)に、松浦市が主催するビジネスプランコンテストが実施され、2名の方が表彰を受けた。

本コンテストは、松浦市の創業者創出を活発に進める目的で5年前より実施されている。

今回のコンテストで受賞された方々は、本年度松浦創業塾(主催:商工会議所)の塾生として、昨年8月より6日間にわたり、創業に向けた学習を進められてきた。

コンテスト結果は次の通り。

最優秀賞 = 前田 美樹さん(星鹿町)

優秀賞 = 吉丸 恭彦さん(福島町)



最低賃金件名		最低賃金額(1時間) 効力発生日
長崎県最低賃金		821円 令和3年10月2日
特定最低賃金	はん用機械器具、 生産用機械器具製造業	875円 令和元年12月7日
	電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	864円 令和3年12月29日
	船舶製造・修理業、 船用機関製造業	875円 令和元年11月29日

お問い合わせ先
厚生労働省長崎労働局賃金室 TEL.095-801-0033

「雇用保険マルチジョブホルダー制度」 が新設されました

～2022年1月1日スタート～

雇用保険マルチジョブホルダー制度とは

従来の雇用保険制度は、主たる事業所での労働条件が週所定労働時間20時間以上かつ31日以上の雇用見込み等の適用要件を満たす場合に適用されます。

これに対し、雇用保険マルチジョブホルダー制度は、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所での勤務を合計して以下の適用対象者の要件を満たす場合に、本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者（マルチ高年齢被保険者）となることのできる制度です。

マルチ高年齢被保険者であった方が失業した場合※1には、一定の要件※2を満たせば、高年齢求職者給付金（被保険者であった期間に応じて基本手当日額※3の30日分または50日分の一時金）

を受給することができるようになります。

- ※1 2つの事業所のうち1つの事業所のみを離職した場合でも受給することができます。ただし、上記2つの事業所以外の事業所で就労をしており、離職していないもう1つの事業所と当該3つ目の事業所を併せて、マルチ高年齢被保険者の要件を満たす場合は、被保険者期間が継続されるため、受給することができません。
- ※2 離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6か月以上あること等の要件があります。
- ※3 原則として離職の日以前の6か月間に支払われた賃金の合計を180で割って算出した金額の、およそ5～8割となっており、賃金の低い方ほど高い率となります。

詳しくはHPをご覧ください。

ジョブホルダー

検索



松浦商工会議所からの新しい情報を タイムリーにお伝えいたします

松浦商工会議所では、いち早く会員の皆様に、有益な情報をお届けするため、この度松浦商工会議所フェイスブックページとLINE公式アカウントを作成しました。

新型コロナウイルスへの支援情報や各種補助金情報などタイムリーに情報をお届けしたいと考えておりますので、ぜひご登録くださいますようお願い申し上げます。本取り組みは、通常の郵送案内や会報によるご案内を止めるものではありません。旬な情報をいち早くお伝えする目的で実施するものです。



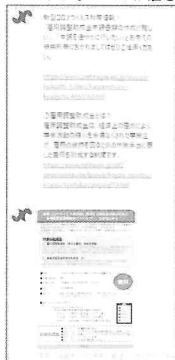
@matsuura4209

フェイスブックに情報アップ



<https://lin.ee/gIgeVL>

LINEにメッセージが届きます



どんな情報がアップされるの？

Ans.

- ①補助金情報（持続化補助金やものづくり補助金、市の補助金、県の補助金などなど）
- ②新型コロナウイルスに関する各種支援情報
- ③イベント、セミナー等の情報などを不定期に掲載していきます

★★新会員紹介★★

ご入会ありがとうございました
事業発展をご祈念申し上げます。

事業所名称	氏名	業種	支部
奏運転代行	田中 淳	運転代行	志佐町
(同)まつうらよかとこサポート	豊村 里美	物産仕入れ・販売	志佐町
おやつ屋うーた	山口 紗季	菓子製造・小売	調川町
アップル消毒松浦支店	宮田 勇介	シロア駆除床下消毒	御厨町
プライベートサロンciero	高田 美咲	エステ・整体	今福町

R3.10.16～R4.1.17

事業復活支援金

新型コロナウイルスに影響を受ける事業者への新たな経済対策として、「事業復活支援金」が創設されます。地域・職種を問わず、一定以上売上高が減少した事業者が対象となります（下記参照）。

申請開始時期は未定のため、詳細が決定次第、あらためてご案内します。

■対象者

新型コロナの影響で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して30%以上減少した事業者

■給付額

<売上が50%以上減少した場合>

個人：最大50万円

法人：事業規模に応じ最大100万円～250万円

<売上が30%～50%減少した場合>

個人：最大30万円

法人：事業規模に応じ最大60万円～150万円

■開始時期

- ・ 1月24日の週・・・制度詳細（申請要領、給付規程等）を公表、事前確認の受付開始予定。
- ・ 1月31日の週・・・通常申請の受付開始予定（特例申請については、2月中旬に受付開始の見通し）

※詳しくはHPをご覧ください。

復活支援

検索



中小企業等 事業再構築補助金

第5回公募は令和4年1月中に公募開始
(令和3年3月頃まで実施予定)～

本事業は、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援。

■補助金額及び補助率

[通常枠]

中小企業者等、中堅企業等ともに

【従業員数20人以下】100万円～4,000万円

【従業員数21～50人】100万円～6,000万円

【従業員数51人以上】100万円～8,000万円

- ・ 中小企業者等 2/3補助（6,000万円を超える部分は1/2）、中堅企業等 1/2補助（4,000万円を超

える部分は1/3)

※ほかにも様々な枠があります。

申請をお考えの方は、早めに会議所へご相談ください。

詳しくはHPをご覧ください。

再構築

検索



小規模事業者持続化補助金

①一般型（第7回）

小規模事業者等が取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助

補助上限 原則50万円

補助率 原則2/3

締切 2月4日(金)※郵送：当日消印有効

②低感染リスクビジネス枠

小規模事業者が新型コロナウイルス感染症感染防止と事業継続を両立させるため、対人接触機会の減少に資する前向きな投資を行い、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援

補助上限 原則100万円

補助率 原則3/4

※第6回の締切は3月9日(水)17時

～令和3年度補正予算にて補助枠が
拡大となります（開始時期未定）～

[通常枠]

補助上限 原則50万円

補助率 原則2/3

[成長・分配強化枠]

賃上げ（事業場内最低賃金を地域別最低賃金より30円以上引き上げる事業者が対象）や事業規模の拡大

補助上限 200万円

補助率 2/3（※一部の類型において赤字事業者は3/4）

[新陳代謝枠]

創業や後継ぎ候補者の新たな取組

補助上限 200万円

補助率 2/3

[インボイス枠]

インボイス発行事業者への転換

補助上限 100万円

補助率 2/3

申請をお考えの方は、お早めに会議所へご相談ください。

詳しくはHPをご覧ください。

持続化補助金

検索



お子さまの教育資金を 「国の教育ローン」 (日本政策金融公庫)がサポート!

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

ご融資額 お子さま1人あたり350万円以内
金利 年1.65% 固定金利

※「母子家庭」、「父子家庭」、「世帯年収200万円(所得132万円)以内の方」または「子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円(所得356万円)以内の方」は年1.25%
(令和3年11月1日現在)

ご返済期間 15年以内

※「交通遺児家庭」、「母子家庭」、「父子家庭」、「世帯年収200万円(所得132万円)以内の方」または「子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円(所得356万円)以内の方」は18年以内

お使いみち 入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など

ご返済方法 毎月元利均等返済(ボーナス時増額返済も可能)

保証 (公財)教育資金融資保証基金(連帯保証人による保証も可能)

詳しくは、HP(「国の教育ローン」で検索)または教育ローンコールセンター(0570-008655(ナビダイヤル))または(03)5321-8656)までお問い合わせください。

ものづくり補助金

【9次締切】

公募開始: 令和3年11月11日(木)

応募締切: 令和4年2月8日(火) 17時

採択発表: 令和4年3月末予定

ものづくり補助金の一般型の「低感染リスク型ビジネス枠」は9次締切をもって終了しますので、対人接触機会の減少のための製品開発、サービス開発、生産プロセス改善に必要な設備投資に取り組む場合は、2月8日(火)までにご応募ください。

<ものづくり補助金の見直し・拡充内容>

令和3年度補正予算案におけるものづくり補助金の見直し・拡充の内容は以下のとおりです。10

次の公募(令和4年2月中旬)からの実施が予定されています。

1. 従業員規模に応じた補助上限額の設定

従来一律1,000万円としていた通常枠の補助上限額を従業員の規模に応じて、従業員数21人以上:1,250万円、6~20人:1,000万円、5人以下:750万円に見直し。

2. 補助対象事業者の見直し・拡充

補助対象事業者に、資本金10億円未満の「特定事業者」を追加する。また、企業再生に取り組む事業者を対象に、補助率を2/3に引き上げ(通常の中小企業は1/2)、手厚く支援。

3. 回復型賃上げ・雇用拡大枠の新設

業況が厳しい事業者(※1)に対して、賃上げ・雇用拡大に取り組むための生産性向上を支援する申請類型を新設し、補助率を2/3に引き上げ(通常枠は1/2)手厚く支援。

4. デジタル枠の新設

DX(デジタル・トランスフォーメーション)に資する革新的な製品・サービスの開発やデジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善等を行う事業者を対象に、補助率を2/3に引き上げた(通常枠は1/2)新たな申請類型を創設。

これに伴い、令和2年度第3次補正で措置した「低感染リスク型ビジネス枠」の申請類型は終了。

5. グリーン枠の新設

温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービスの開発や炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善等を行う事業者を対象に、補助上限額最大2,000万円、補助率2/3の新たな申請類型を創設。

※詳しくはHPをご覧ください。

ものづくり 検索



重要!

本補助金の申請にはGビズID(アカウント)の取得が必要です。

ID取得に一定の期間を要しますので、お早めにお手続き下さい。

IT導入補助金

中小企業・小規模事業者等のみなさまが自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を補助することで、みなさまの業務効率化・売上アップをサポートするものです。

※通常枠・低感染リスク型ビジネス枠（5次締切分）は昨年12月22日（水）に締め切られました。
※令和4年実施される内容は下記のとおり変更となる予定です。

1. **PC、タブレット、レジ等の購入費用も対象に**
PC、タブレット等は補助金額10万円まで、レジ等は補助金額20万円まで、補助率2分の1で、ハードの購入費用も対象になります。
2. **少額のITツール導入は補助率3/4**
補助金額50万円のITツール導入の補助率は、3/4になります。
3. **ITツールの補助上限額、補助率の変更**
ITツールの補助金額の上限は350万円まで、

50万円～350万円までの補助率3分の2となります。

【ポイント】

- ・50万円以下のITツールの補助率が4分の3となり、PCやタブレット等のハード購入も補助率2分の1ですが、補助金額10万円（レジ等は20万円）までとなります。
- ・インボイス制度への対応を後押しするため、補助率の引き上げ、クラウド利用料の2年分の補助、ハード購入補助が今回のポイントです。
また、商業集積地・サプライチェーンなどで密に連携した複数の中小・小規模事業者によるITツール・機器の導入を支援するため、複数社連携型IT導入枠を設けてデータ共有やデータ活用なども支援される予定です。

詳しくは下記QRコードを読み込んでチラシをご覧ください。



IT導入

検索

支部活動報告

今福大川広場でイルミネーションを点灯 (今福支部)

松浦商工会議所今福支部は、12月5日（日）～1月15日（土）まで今福大川広場においてイルミネーションの点灯を行いました。

コロナ禍の逆境をはねのけ、今福の冬の夜空と皆様の心を明るく照らし、まちの活気を取り戻したいという願いを込めて、昨年より点灯のみで行われ5度目となります。



を講師に講座が配信されました。参加人数は約120名と、多くの方に参加いただき、オンラインという初めての試みではありましたが大成功に終わりました。



令和4年度会長は 鬼橋良紀氏に決定

青年部は12月定例総会を行い、令和4年度の会長として鬼橋良紀氏を選出しました。鬼橋会長は令和4年度スローガンに「全身」と掲げ、新型コロナウイルスの収束が見えない中で共存していくために様々な対策が必要で、できない理由よりもできる方法を考えていくことを表明されました。



YEGコーナー

オンライン松浦こども博を開催

令和3年11月14日（日）に松浦こども博をオンラインにて開催しました。体験種目は鳥の巣箱キット作り体験、お菓子の家作り体験、eスポーツ体験です。市内で建設業や菓子店を経営する会員

女性会コーナー

長崎商工会議所女性会 創立60周年記念行事(YouTube視聴)

令和3年11月9日(火)にホテルニュー長崎に於いて、長崎商工会議所女性会創立60周年記念事業が開催されました。松浦会場は、11月24日に松浦シティホテルにおいて、YouTube配信で視聴しました。当女性会は湯浅会長、他13名が参加しました。

会長挨拶では、糸屋会長より「60周年を迎えた今、長崎商工会議所女性会は100年に一度と言われている長崎のまちの進化とともに女性経営者の連携をさらに広げ、「行動する女性会」として長崎の地域振興に貢献してまいりますと挨拶されました。

その後、講演会では、長崎自動車株式会社常勤顧問の平家達史氏による「Nagasaki Great Revolution ～長崎は今まさに大変革の時～」と題して講演が行われました。



令和4年 松浦商工会議所女性会新年会

令和4年1月10日(月)に旅館すえひろに於いて、令和4年松浦商工会議所女性会新年会が開催され、湯浅会長、他17名が参加しました。

会長挨拶では、「いよいよ、長崎県商工会議所女性会連合会 松浦大会の年がスタートしました。少しずつ準備を進めて行きたいと思っておりますので、皆様の御協力をどうぞ宜しくお願いします。決して無理をしないでコロナに負けない笑顔あふれる女性会となります様、心より祈り、願ひまして、新年のご挨拶とさせていただきます」と挨拶されました。

その後、懇親会は、新型コロナウイルス感染症拡大により、規模を縮小し、会員と事務局のみで行われました。



労政協コーナー

第34回勤労者の祭典 「優良従業員表彰式」を開催

令和3年11月17日(水)松浦市文化会館において、松浦市商工業労政推進協議会による第34回勤労者の祭典「優良従業員表彰式」が開催されました。会員企業より推薦された従業員12名の方々を

勤続年数に応じて表彰式を行い、ご来賓の方からの祝辞の後、被表彰者を代表され、九電産業株式会社松浦事業所の兵庫屋勝夫さんが謝辞を述べられました。

(※例年同日開催の企業対抗ソフトバレーボール大会と大抽選会は、昨年引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点により中止されました)

※順不同、敬称略

表彰基準	事業所名	被表彰者氏名
勤続20年以上	九電産業株式会社 松浦事業所	兵庫屋勝夫
勤続20年以上	株式会社エミネントスラックス	岳下 孝夫
勤続20年以上	株式会社ニッチツ機械本部	末永 勝士
勤続20年以上	日本遠洋旋網漁業協同組合	山下 修二
勤続20年以上	中興化成工業株式会社 松浦工場	山田 策重
勤続20年以上	西日本プラント工業株式会社 松浦事業所	下田 英男
勤続20年以上	J-POWERジェネレーションサービス株式会社 松浦火力運営事業所	小松 幸和
勤続20年以上	相浦缶詰株式会社 松浦工場	楠本 宏子
勤続15年以上	西日本魚市株式会社	加々良宗浩
勤続15年以上	松浦衛生株式会社	中野 俊
勤続10年以上	社会福祉法人 梶の葉会 今福保育園	徳永 裕子
勤続5年以上	コスモ開発株式会社	廣田 美和

法律相談コラム

◇電子帳簿保存法の改正に対応が 間に合わなかったら?◇

Q 法律の改正で、一定の請求書や領収書などを電子データで保存することが義務化されると聞きました。対応期間が短いようですが、間に合わなかったらどうなりますか?

A いわゆる電子帳簿保存法の改正のことですね。令和4年1月1日からスタートするというので、私も、急に話題が出てきたように感じました。

さて、電子帳簿保存法は、納税者サイドの税務関係帳簿書類の保存の負担軽減のため、関連法令の特例として電子的な保存方法について定めた法律です。次の3類型があります。

- ①電子帳簿等保存・・・電子的に作成した帳簿・書類をデータのまま保存
- ②スキャナ保存・・・紙で受領・作成した書類を画像データで保存
- ③電子取引・・・電子的に授受した取引情報をデータで保存

改正内容をおおまかに概観すると、以下のとおりです。

【①電子帳簿等保存関係】

- ①-1 税務署長の事前承認制度の廃止
- ①-2 優良な電子帳簿要件をみたし所定の届出書を提出した場合の過少申告加算税の軽減措置
- ①-3 最低限の要件をみたす電子帳簿も電磁的記録による保存が可能に

【②スキャナ保存関係】

- ②-1 税務署長の事前承認制度の廃止
- ②-2 スキャナ保存の要件（タイムスタンプ要件、検索要件等）の緩和
- ②-3 適正事務処理要件（相互牽制、定期的な検査及び社内規程整備等）の廃止
- ②-4 不正があった場合の重加算税の加重措置

【③電子取引関係】

- ③-1 タイムスタンプ要件・検索要件の緩和
- ③-2 電子取引の取引情報の電磁的記録について、出力した書面等の保存により代替可能とする措置の廃止
- ③-3 不正があった場合の重加算税の加重措置

正直すんなりと頭に入ってきにくいですが、全体としては電子的な保存の要件の緩和や廃止もあって、規制が強くなるだけではないこ

とがわかります。

このうち③-2が、「電子取引」について「請求書や領収書などを電子データで保存することが義務化される」として対応が必要といわれている改正事項です。

それでは、電子データ保存の義務化の対象となる書類（例えば領収書）を、電子データ保存しておらず紙で保存していた場合、経費としての支出を否認されたり、さらにいえば青色申告の承認の取消しなどのペナルティを科されるのでしょうか？

まだ不透明な点もありますが、そこまでのことにはならない見通しです。

国税庁が公表している「お問合せの多いご質問（令和3年11月）」（10頁）では、以下のように述べられています。

「電子データの一部を保存せずに書面を保存していた場合には、その事実をもって青色申告の承認が取り消され、税務調査においても経費として認められないことになるのではないかとのお問合せがあります。

これらの取扱いについては、従来と同様に、例えば、その取引が正しく記帳されて申告にも反映されており、保存すべき取引情報の内容が書面を含む電子データ以外から確認できるような場合には、それ以外の特段の事由が無いにも関わらず、直ちに青色申告の承認が取り消されたり、金銭の支出がなかったものと判断されたりするものではありません。」

つまり、取引内容が正しく記帳され、そのとおりに申告されていて、電子取引の取引情報が電子データ以外の書面等から確認できるようであれば、他に悪質とみられる事情があるのでない限り、青色申告の承認取消しや当該取引による支出の否認などのペナルティには至らない、ということだと理解できます。

法改正が令和4年1月1日にスタートするとしても、それまでに対応できていなければアウト、ということではないようですので、焦らずに対応を進めていきましょう。

(注) 本コラムは、個別の事案についての結論を保証するものではありませんので、具体的な事案について疑問がある場合には必ず専門家にお尋ねください。



〒848-0041 佐賀県伊万里市新天町615-1
弁護士法人いまり法律事務所
弁護士 环 悠樹【文責】